

従業員のために、事業所内に保育施設を設置・運営する
事業主の方へ

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 のご案内

従業員のお子さんを預かる保育施設の
設置、運営などの費用を助成します。

- 助成金の対象は、1 事業主・1 事業主団体につき 1 施設です。
- 複数の企業が共同で設置・運営する「共同事業主型」の保育施設も対象となります。



厚生労働省・都道府県労働局雇用均等室

目 次

1	助成金の対象となる事業所内保育施設	3
2	助成金の対象となる費用、助成額	6
3	注意事項	9
4	提出書類	10
5	助成金の受給の流れ、手続	17
6	助成金の返還について	18

このパンフレットに記載した内容以外にも要件がありますので、詳しくは、厚生労働省ホームページの支給要領をご覧ください。都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

■厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)
トップページ> 分野別の政策> 子ども・子育て> 職場における子育て支援> 事業主の方へ> 事業主の方への給付金のご案内> 両立支援等助成金

- ・この助成金は平成26年度予算の範囲内で支給するものです。
- ・助成金の支給状況によっては、申請しても支給されない場合がありますので、ご注意ください。
- ・この助成金の内容は、平成27年度以降に変更の可能性があります。

施設の規模

乳幼児の定員：6人以上

- 定員数は、自社労働者の利用希望アンケート調査結果に基づく必要があります。

施設の構造・設備

以下の要件を満たしている必要があります。

① 乳児室、保育室、調理室、便所があること

- 乳児室：満2歳未満の子を保育
- 保育室：満2歳から小学校就学の始期までの子を保育

② 1人当たりの面積は、

乳児室 1.65㎡以上、保育室 1.98㎡以上であること

- 建物が合築などの場合には、玄関、廊下などの共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができます。

③ 乳児室は、保育室など他の区画と壁、パーティションその他有効なフェンスなどにより区画され、かつ、乳幼児が自ら容易に入室できない構造であること

④ 乳児室、保育室は、採光、換気が確保されていること

⑤ 便所には手洗設備があり、乳児室、保育室、調理室と壁で区画されていること

⑥ 便所の数は、おおむね幼児20人につき1つ以上であること

⑦ 消火用具、非常口（通常の出入口の他に設置されていること）、その他非常災害に必要な設備が設けられていること

乳児室、保育室を2階以上に設ける建物の場合

乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準などの要件に適合すること

- 乳児室、保育室を4階以上に設けるときの避難用屋外階段について、自治体が条例を定めている場合等は、条例等の定めにも適合していること

安静室を設ける場合

① 乳幼児の静養が保たれるように、乳児室、保育室と区画されていること

② 体調不良を起こした乳幼児（体調不良児）※が2人以上、横になることができ、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上あること

③ 寝具などを用意し、救急医薬品を備えていること

※体調不良児：医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常かかりやすい疾病や、発熱などの突発的な体調不良が生じた乳幼児であり、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではありません。

施設の設置場所

継続的利用を見込める施設で、次のいずれかに設置されている必要があります。

① 事業所の敷地内

② 事業所の近接地

③ 従業員の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所など）

④ 従業員の居住地の近接地（社宅、団地など）

専任の保育士の配置

専任の保育士（保育士登録した資格者証を有する者。以下、同じ。）の配置数は、入所している乳幼児数に応じて必要な数が決まります。なお、**常時2人以上配置されていることが必要です。**

乳児……………	おおむね3人につき、保育士1人以上
満1歳以上満3歳に満たない幼児……………	おおむね6人につき、保育士1人以上
満3歳以上満4歳に満たない幼児……………	おおむね20人につき、保育士1人以上
満4歳以上の幼児……………	おおむね30人につき、保育士1人以上

＜計算の仕方＞

年齢別に小数点以下1桁目（小数点第2位以下切捨て）までを算出し、その合計の端数（小数点以下1桁）を四捨五入した数を満たしており、常時2人以上配置されていることが必要です。

例えば、0歳児：3人 1歳児：1人 2歳児：2人 3歳児：15人 4歳児：10人 を預かる場合

必要な専任の保育士配置数 「3人÷3人」＋「（1人＋2人）÷6人」＋「15人÷20人」＋「10人÷30人」
＝ 1人 ＋ 0.5人 ＋ 0.7人 ＋ 0.3人 ＝ 2.5人 → 3人必要

※保育士の良好な労働環境の確保のため、保育士は3人以上雇用していることが望ましいです。
3人以上の雇用が難しい場合、保育士の休憩時間帯に、子育て経験のある代替職員を配置するなどの措置を行ってください。

医療機関との協力体制

緊急事態に迅速・適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていることが必要です。

専任の看護師の配置（体調不良児対応型運営を行う場合）

安静室には、**すべての運営時間に**、体調不良児の看護に対応できる専任の看護師1人が、必ず配置されていることが必要です。

- 事業所内保育施設は、児童福祉法の認可外保育施設であるため、その運営や保育内容などは都道府県などの指導の対象となります。認可外保育施設指導監督基準を満たす施設運営を行ってください。

施設の利用条件についての注意事項

- ① **学童保育（小学生の保育）は、助成金の対象外です。**設置費・増築費の支給を受けた事業所内保育施設で、事業所内保育施設の運営とともに学童保育を行うことはできません。助成金の受給後に判明した場合は返還対象となります。
また、運営費の支給対象となる保育士を学童保育の指導員と兼任させることはできません。
- ② **地域の子どもを預かる認可外保育施設を開設するために保育施設を設置しようとする場合は、助成金を利用することはできません。**
- ③ 雇用する従業員の利用条件に就業形態、雇用形態、職種などによる制限を設けることはできません。
- ④ 0歳から小学校入学までの子の全部または一部について利用できるものであることとします。
- ⑤ 保育時間は、利用する従業員の勤務時間を勘案して設定し、利用しやすいものであることとします。
- ⑥ 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこととします。

施設利用者の条件

- ① 利用者は、原則として、事業主が自ら雇用する（事業主団体の場合は、団体を構成する事業主が自ら雇用する）雇用保険被保険者の労働者または雇用する労働者以外の雇用保険被保険者の労働者であることが必要です。
- ② 定員の半数以下に限り、雇用保険被保険者の労働者以外の利用者を認めても差し支えありません。
- ③ 運営費の支給対象月における事業所内保育施設の開設日のうち、事業主などが自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者が1名以上利用している日数が半数未満の場合、その月の運営費は支給されません。

[平成24年10月31日以後に計画の認定申請を行い、労働局長の認定を受けた事業主などには上記①～③の要件に加えて適用]

- ④ 申請対象期間の1日の平均保育乳幼児数（現員）が、事業所内保育施設の定員の6割（中小企業事業主は3割）以上であることが支給要件となります。

【平成24年10月31日以後に計画の認定申請を行い、労働局長の認定を受けた事業主などの場合】 平成25年12月31日までの施設利用者の条件は、次のとおりとなります。

- ① 利用者は、原則として、事業主が自ら雇用する（事業主団体の場合は、団体を構成する事業主が自ら雇用する）雇用保険被保険者の労働者であり、申請対象期間の1日の平均保育乳幼児数（現員）が、事業所内保育施設の定員の6割（中小企業事業主は3割）以上であることが支給要件となります。
- ② 自社の雇用保険被保険者の労働者の利用者数以下に限り、これ以外の利用者を認めても差し支えありません。

助成金を受給できる事業主などの要件

- ① 雇用保険適用事業所の事業主、または事業主団体であることが必要です。
- ② 助成金の審査に必要な書類などを整備、保管していることが必要です。
- ③ 都道府県労働局長が審査に必要と認める書類などを求めに応じて提出または提示すること、労働局の実地調査に協力することなど、審査に協力することが必要です。
- ④ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）に規定する育児休業（第2条第1号）及び所定労働時間の短縮措置（第23条第1項）について、労働協約または就業規則に定め、実施していることが必要です。
- ⑤ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画の、策定・届出、公表および従業員への周知を行っていることが必要です。

共同事業主として申請する場合の注意点

複数の事業主が共同して保育施設の設置、運営を行う「共同事業主」としての支給も受けられます。運営開始後に共同事業主に参加することもできます。「共同事業主」として申請する場合には、下記の点に注意してください。

- ① 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書などを締結していることが必要です。
- ② 協定書は、設置主体（共同事業主を構成する事業主のうち、事業所内保育施設の所有者）、共同事業主名、設置場所、建物の構造設備、運営に要する全ての経費の負担に関する事項（助成金の支給申請を行い、労働局長からの支給を受けようとする事業主名を明らかにすること）、保育施設の運営管理に関する事項、その雇用する労働者の利用に関する事項、有効期間および協定年月日を掲げたものであることが必要です。
- ③ 協定書は、共同事業主を構成する全ての事業主の代表者が記名押印したものであることが必要です。
- ④ 共同事業主は、全ての構成事業主が中小企業事業主に該当する場合、中小企業事業主として適用します。
- 共同事業主が認定申請、支給申請を行う場合、単独事業主の申請に必要な書類の他に、追加で必要な書類等があります。10,11ページの「**4** 提出書類」をご参照ください。

助成金の対象となる費用、助成額

	助成率など	助成限度額			
設 置 費	【大企業】1／3 【中小企業】2／3	【大企業】1,500万円 【中小企業】2,300万円 ●設置費は、運営開始の初年度に支給決定額の2分の1を支給し、3～5年度に 1 の要件を満たした場合に残額を支給します。			
増 築 費	【大企業】1／3 【中小企業】1／2	増 築	【大企業】750万円 【中小企業】1,150万円 ●5人以上の定員増を伴う増築、体調不良児のための安静室などの 整備、 1 の要件を満たさない施設を新たに満たす施設にする増築		
	【大企業】1／3 【中小企業】1／2 ●定員増の場合は （増加する定員）／ （建て替え後の施設の定員） × 【大企業】1／3 × 【中小企業】1／2	建 替 て え	【大企業】1,500万円 【中小企業】2,300万円 ●5人以上の定員増を伴う建て替え、 1 の要件を満たさない施設 を新たに満たす施設にする建て替え ●増築費は、増築、建て替えにかかわらず、設置費と同様、運営再開 の初年度と3～5年度の2回に分けて支給します。		
運 営 費	【大企業】 1／2 【中小企業】 2／3 ＜ご注意＞ （運営に要した費用）－ 〔施設定員（最大10人） × 運営月数 × 月額1万円（中小5千円）〕 により算出した額に 助成率を乗じます	運 営 形 態	現 員 （現員が定員を 超える場合は定員）	支給限度額 （1年間の限度額）	
		通 常 型	15人未満	379万2千円	体調不良児対応型 については、左記 それぞれの型 の運営にかかる額 +165万円
			15～20人未満	540万円	
			20人以上	699万6千円	
		時 間 延 長 型	15人未満	505万2千円	
			15～20人未満	729万円	
			20人以上	951万6千円	
		深 夜 延 長 型	15人未満	533万2千円	
			15～20人未満	778万円	
			20人以上	1,014万6千円	

- 助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に関する部分に限ります。
- 運営期間が1年に満たない場合は、上記の額を月割した額が助成限度額となります。
- 時間延長型、深夜延長型の助成限度額は、延長時間数または深夜時間数により、上記の額より低くなる場合があります。
- 支給限度額、運営の形態の詳細については、7、8ページ参照
- 平成24年10月30日以前に計画の認定申請を行い、労働局長の認定を受けた事業主など、または平成24年度までに運営1年目の運営費の支給申請を行った事業主などは、運営費の＜ご注意＞の適用はなく、運営に要した額に助成率を乗じます。

中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する場合となります。

区 分	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

設置費（事業所内保育施設を設置した場合）

助成の対象となる設置の種類

①新築 ②購入 ③既存の所有建物の増改築 ④購入した既存建物の増改築 ⑤賃借した建物の増改築 のいずれかにより、新たに事業所内保育施設を設置する場合、対象となります。

助成の対象となる費用・費用の上限額

事業所内保育施設の設置に要した費用（*）のうち、新築・増改築の場合は建築工事費、設備工事費、外構工事費、設計監理料が、購入の場合は購入費が対象となります。なお、購入の相手先が事業主などの代表者、または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）の場合、購入費は対象となりません。詳しくは支給要領を確認してください。

*事業主などが負担した費用のみが対象です。建物の所有者や貸し主が負担する費用は対象になりません。

また、支給対象額は、次の基準単価を上限に、事業所内保育施設の建設に関する専門的・技術的な審査を経て決定されます。

事業所内保育施設の設置に要した費用の上限＝保育する乳幼児の定員数×7㎡×1㎡当たりの基準単価

<1㎡当たりの基準単価>

主たる構造	100㎡以下	200㎡以下	201㎡以上
木造	181,000円	175,000円	166,000円
鉄筋コンクリート造	257,000円	242,000円	226,000円
鉄骨造	226,000円	211,000円	196,000円

助成の対象とならない費用

土地の取得に要した費用、土地・建物の賃借に要した費用、整地のための費用、既存の建物の取り壊し、または内装部分の取り壊しに要した費用、備品費は対象となりません。

増築費（定員増などに伴う増築または建て替えを行い、運営を再開した場合）

助成の対象となる増築または建て替えの内容

- ① 5人以上の定員増となる増築または利用定員2人以上かつ面積3.96㎡以上（1人当たり1.98㎡以上）の安静室の増築（安静室の増築については総面積の増加は要件ではありません）
 - 増築の前後ともに「**1** 助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。
- ② 5人以上の定員増となる建て替え
 - 「建て替え」とは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の従業員を利用者として、新たに事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することをいいます。建て替えの対象となる施設は、建て替え前後ともに「**1** 助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。
- ③ 「**1** 助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たさない施設を、新たに満たす施設にする増築または建て替え

助成の対象となる費用・費用の上限額、助成の対象とならない費用

「設置費」に準じます。

助成の対象となる費用

- ① 事業所内保育施設に配置された専任の保育士、看護師の人件費（給料、諸手当、労働社会保険料など）。運営を別の企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士または看護師の人件費
 - 専任の看護師は、体調不良児対応型運営の場合に限ります。
 - 給料には、保育士の研修にかかる経費のうち、研修中に代替の保育士を雇い入れた場合の代替の保育士に支払った賃金は含まれますが、保育士の研修費用や研修旅費などの経費は含まれません。
 - 労働社会保険料には、労働保険料、社会保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含まれません。
- ② 事業所内保育施設が賃貸借施設である場合はその借料
 - 敷金、礼金、管理費、駐車場代、土地の借地料は除きます。これらの経費が、契約書等において、部屋の借料に込み、となっている場合、これらの経費を除いた額が、助成の対象となる費用になります。

支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日（事業主または事業主団体の雇用する雇用保険被保険者の従業員が最初に利用を開始した日）から連続する5年間です。

- 運営開始後に運営計画の認定を受けた場合には、運営開始日から認定日の前日までの運営費用は、助成の対象とはなりません。
- 運営費は、増築または建て替え後に新たな助成は行いませんが、現に助成を受けている場合、または受けていた場合には連続する5年間支給対象となります。
- 過去に次のいずれかの助成金を受給した事業主など、または平成24年10月30日以前に、計画の認定申請を行い、労働局長の認定を受けた事業主などは、6年目～10年目（連続する5年間を限度）の運営費を受給することができます。助成率は大企業、中小企業ともに1／3です。

- ① 事業所内託児施設助成金【国または公益財団法人21世紀職業財団から支給】
- ② 両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）【公益財団法人21世紀職業財団から支給】の設置費または運営費【支給対象期間（5年間）を経過していること】
- ③ 事業所内保育施設整備等助成事業の新築費【一般財団法人こども未来財団から支給】

- 平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合には、その受給期間と合わせて5年間を限度とします。

運営形態、支給限度額

- ① **通常型** : 1日の運営時間が11時間未満で、深夜にかからない施設
- ② **時間延長型** : 1日の運営時間が11時間以上の施設
 - 支給限度額は、施設の規模に応じた通常型の支給限度額（6ページの表）に加えて、時間延長単価（現員15人未満：18万円、15～20人未満：27万円、20人以上：36万円）に延長時間数〔1日の運営時間－9時間（最大7時間まで）〕を乗じた額となります。
- ③ **深夜延長型** : 時間延長型のうち深夜（22時～5時）の運営がある施設
 - 支給限度額は、施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加えて、深夜時間単価（現員15人未満：4万円、15～20人未満：7万円、20人以上：9万円）に深夜時間数（最大7時間まで）を乗じた額となります。
- ④ **体調不良児対応型** : 安静室を設けて専任の看護師を配置して運営を行う施設

助成金の併給について

- ◆ 国などから設置費、増築費に関する助成金などを受給している、または受給しようとしている事業主、事業主団体は、この助成金を重複して受給することはできません。
- ◆ 自治体が行う認可保育所または認可外保育施設に対する補助金などを受給している、または受給しようとしている事業主、事業主団体は、この助成金を受給することはできません。
- ◆ 病院内保育所施設整備事業、病院内保育所運営事業との併給調整がありますのでご注意ください。なお、平成26年度以降は、この助成金と病院内保育所への設置・運営に係る補助は、平成26年度以降の初回の受給の際に、どちらか選択して受給することになります。
- ◆ 運営費については、同一の事業所内保育施設について同一の支給対象期間に、国などから運営費に関する助成金などを受給している、または受給しようとしている事業主、事業主団体は、この助成金の運営費を重複して受給することはできません。

計画の変更の申請について

- ◆ 計画の認定を受けた事業所内保育施設について、保育施設の概要などの認定内容を変更しようとする場合や法人名、事業所名を変更した場合などは、事業所内保育施設計画変更認定申請書を都道府県労働局長に提出しなければなりません。
- ◆ 事業所内保育施設の施設定員は、事業主などの従業員構成などを勘案し、1年度につき1回まで定員増または定員減の変更をすることができます。ただし、設置費または増築費の支給を受ける事業主などは、設置費または増築費について、全ての支給を受けるまでは定員増または定員減の変更申請をすることはできません。

助成金の不支給について

次のいずれかに該当する場合は、不支給となります。

- ◆ 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、認定申請日か認定決定日、または支給申請日か支給決定日の時点で、助成金の不支給措置がとられている場合。
- ◆ 認定申請日、または支給申請日の属する年度、およびその前年度までのいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない場合（認定申請日または支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った場合を除く）。
- ◆ 認定申請日または支給申請日の前日から起算して1年前の日から、認定申請日、または支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行っている場合（育児・介護休業法の重大な違反については支給決定までの間に行われたものを含む）。
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業、または接客業務受託営業を行っている場合。
- ◆ 暴力団関係事業主など（暴力団が実質的に経営を支配する、またはそれに準ずる場合）
- ◆ 認定申請日か認定決定日、または支給申請日か支給決定日の時点で、倒産している場合。
- ◆ 特に重大、または悪質な助成金の不正受給が発覚した際、事業主の名称、所在地、不正の内容などについて公表することに、同意をしない場合。
- ◆ 認定申請時点、または支給申請時点において、育児・介護休業法に違反し助言、または指導を受けたが是正していない場合。
- ◆ 故意に支給申請書類に虚偽の記載を行い、または実態と異なる偽りの証明を行った場合。

※特に悪質な場合は不正受給に該当するものとみなされます。

なお、法人設立後、または事業開始後3年が経過していない場合や申請日の年度の前年度から3年度前までに、財務内容が3年間連続して損失を計上している場合は、不認定となります。

助成金の不正受給について

- ◆ 現地調査により、総勘定元帳などの確認を行い、助成金の支給申請書類の金額との整合性などを確認します。
- ◆ 審査や現地調査において、不正受給が認められた際には、3年間支給停止の措置が課せられるとともに、当該不正受給が特に重大、または悪質な場合、事業主の名称、所在地、不正の内容などについて公表します。
- ◆ 不正受給は、書類の偽造により公金を詐取する犯罪である「詐欺罪」に当たり、告訴の対象となります。

設置・運営計画、運営計画または増築計画の認定申請

「事業所内保育施設計画認定申請書」〔（保）様式第1号〕に下記の書類を添付してください。

※共同事業主の場合は、上記申請書に加えて「共同事業主構成事業主名簿」〔（保）様式第1号別紙〕が必要です。

	項 目	設置・運営計画		運営計画	増築計画
		新築購入	増築改築建て替え		
事業主・共同事業主・事業主団体に共通	① 事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は各階の平面図及び断面図）	○	○		○
	② 事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図及び立面図（複数階ある場合は各階の平面図及び断面図）			○	
	③ 増築・改築又は建て替えに係る部分の増築・改築又は建て替え前の平面図、写真		○		○
	④ 事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲など）を明らかにする書類（写）	○	○	○	○
	⑤ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築・改築の場合は増築・改築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））	○	○	○	○
	⑥ 運営開始または運営再開から5年間の施設の利用者見込み数の根拠が分かる資料（（保）参考様式1、自社労働者の利用希望アンケート調査結果を含む利用者見込み数の根拠資料）	○	○	○	○
	⑦ 申請日が属する年度前の直近3か年の財務状況が分かる資料（経常利益又は経常損失等が分かる決算報告書等の資料）	○	○		○
	⑧ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	○	○	○	○
	⑨ 【建物を賃借する場合】建物の賃貸借契約書（写）		△	△	△
	⑩ 【建物を賃借する場合】建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）		△		△
	⑪ 【建物を賃借する場合】建物の所有者の事業所内保育施設増築・改築に関する承諾書（写）		△		△
	⑫ 【借地上に建築する場合】借地の賃貸借契約書（写）	△	△		△
	⑬ 【借地上に建築する場合】敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）	△	△		△
	⑭ 【申請者が代理人の場合】事業主又は事業主団体の委任状（写）	△	△	△	△
事業主団体	⑮ 定款、寄付行為又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則など	○	○	○	○
共同事業主	⑯ 共同であることを証明する書類（事業主間の協定書など）	○	○	○	○

- △印は、該当する場合に提出が必要となる書類です。
- 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内保育施設を新設する場合は、「購入」欄と「増築、改築」欄の書類が併せて必要です。
- 「建て替え」は、新築、購入、増築・改築による場合があります。
- 共同事業主の場合は、保育施設の設置、運営または増築計画に参加するいずれかの事業主が「事業所内保育施設計画認定申請書」と添付書類を一括して提出してください。ただし、⑥、⑦、⑧の書類は全事業主分必要です。
- 上記書類のほか、認定申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出、提示をお願いすることがあります。

設置費、運営費または増築費の支給申請

「〔事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（設置費・運営費・増築費）〕支給申請書」〔（保）様式第4号、（保）様式第4号（続紙）〕に下記の書類を添付してください。

項 目	設 置 費			運営費	増築費
	新築	購入	増築 改築		
① 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)	△	△	△		△
② 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真	○	○			
③ 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築、改築後の写真			○		○
④ 建物登記簿謄本(所有者が移転した場合は移転後のもの)	○	○			△
⑤ 工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)(写)並びに建築に要した総費用の領収書(写)及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁(写)	○		○		○
⑥ 売買契約書(写)並びに購入に要した費用の領収書(写)及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁(写)		○			△
⑦ 【土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合】不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書		△			△
⑧ 事業所内保育施設の最初の利用者(雇用する雇用保険被保険者)と事業主などの間で交わした利用に関する書類など運営開始日を明らかにする書類(写)(利用開始日が明記された利用申込書など)及び最初の利用者の雇用保険被保険者証(写)	○	○	○	○	○
⑨ 支給申請にかかる期間の全ての開設日における、事業所内保育施設 利用乳幼児数等報告票((保)参考様式2)、事業所内保育施設 定員充足率確認票((保)参考様式3)	○	○	○	○	○
⑩ 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証(写)、賃金台帳(写)及び勤務状況の確認できる書類(出勤簿(写)、タイムカード(写)、保育日誌(写)など)。保育事業の運営が別企業への委託である場合は、加えてその委託料の領収書(写)及びそのうち保育士の人件費部分(事業主などが委託企業へ支払った金額)を証明する書類。	○ 保育士証のみ	○ 保育士証のみ	○ 保育士証のみ	○	○ 保育士証のみ
⑪ 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類(時間延長型運営の場合は、延長時間に係るものを含む)				○	
⑫ 【保育施設が賃借施設である場合】当該施設の賃借料領収書(写)。同一の所有者または貸主において、事業所内保育施設とは異なる事業により当該建物賃借している場合、当該事業に係る賃借料領収書(写)。				△	
⑬ 【事業所内保育施設を所管する事業所が医療機関以外である場合】医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類				△	
⑭ 【体調不良児対応型運営を行う場合】当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証(写)、賃金台帳(写)及び体調不良児への対応を行ったことを明らかにする書類(出勤簿(写)、タイムカード(写)、看護日誌(写)など)。保育事業の運営が別企業への委託である場合は、加えてその委託料のうち看護師の人件費部分(事業主などが委託企業へ支払った金額)を証明する書類。	△ 看護師証のみ	△ 看護師証のみ	△ 看護師証のみ	△	△ 看護師証のみ
⑮ 【体調不良児対応型運営を行う場合】安静室の利用状況を明らかにする書類				△	
⑯ 【保育士を保育従事者研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合】代替の保育士に支払った賃金台帳(写)及び保育従事者研修会の開催通知など				△	
⑰ 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めた労働協約(写)又は就業規則(写)	○	○	○	○	○
⑱ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)	○	○	○	○	○
⑲ 申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写)	△	△	△	△	△
⑳ 【労働局長が必要と判断した場合】取引先の作成した設置等費用証明書((保)参考様式4)	△	△	△		△

- △印は、該当する場合に提出が必要となる書類です。
- 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内保育施設を新設する場合は、「購入」欄と「増改築」欄の書類が併せて必要です。
- 建て替えの場合は、新築、購入、増築・改築のいずれかに応じて設置費の添付書類に準じます。
- 申請を行ったことがある事業主または事業主団体で、その内容に変更がない場合は、⑩のうちの保育士証(写)、⑭のうちの免許証(写)、⑧、⑬、⑰の書類については、再度提出する必要はありません。
- 共同事業主が支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が支給申請を行ってください。ただし、記載事項を明らかにする添付書類は、⑰、⑱を除き、共同事業主のいずれか1事業主が添付すれば足ります。また、すでに申請を行ったことがある共同事業主で、協定書などの内容に変更がなく、自社負担額のない事業主は、支給申請を行う必要はありませんが、⑰、⑱の書類の提出は必要です。
- 上記書類のほか、支給申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出または提示をお願いすることがあります。
- 郵送により提出される場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効です。

事業所内保育施設計画認定申請書（（保）様式第1号）記載例①

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。設置・運営計画及び増築（増築・建て替え）計画の認定を行う場合は、該当するすべての欄に記入してください。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してください。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代行者又は事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、下欄に提出代行者または事務代理者の記名・押印等をしてください。

この申請書を提出する年月日を記入してください。

該当部分を○で囲んでください。

認定申請を行う日の属する月の初日における常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者か、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と同等である者）の数を記入してください。

①の事業所で常時雇用する労働者の数を記入してください。

当該申請を行う事業所名を記入してください。

乳幼児定員は4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区別してください。増築（増築・建て替え）計画の申請の場合、（ ）内に既存の保育施設の定員を記入してください。

「施設の構造」については、該当部分に○印をつけ、「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、木造等の区分を記入してください。

上段にはこの申請に係る計画の延面積を記入してください。増築（増築・建て替え）計画の場合は、（ ）内に既存の保育施設の面積を記入してください。

当該事業所内保育施設の利用条件を明らかにする書類に記載されている時間を記入してください。

保育施設を所管する事業所の主たる労働時間を記入してください。

（保）様式第1号

事業所内保育施設計画認定申請書

事業所内保育施設について（設置・運営・通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不良児対応型運営）・増築（増築・建て替え）計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 26年 7月 1日

〇〇 労働局長 殿

住所 〒111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×

申請事業主 名称 (株)〇〇

又は 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

代理人 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

住所 〒

申請事業主 又は 社会保険労務士（提出代行者・事務代理者） 氏名 印

1 申請者の区分	単独事業主	事業主団体	共同事業主
2 申請者	(1) 単独事業主又は共同事業主の場合 ①常時雇用する労働者の数 1,000 人 ②資本の額又は出資の総額 1億 円 (2) 事業主団体の場合 ①構成員事業所数 所 ②事業所内保育施設利用事業所数 所 ③構成員事業主の主な業種 ④雇用保険適用事業所番号 ⑤労働保険番号	③主たる事業（大分類 P1 ） ア 小売業・飲食店 イ サービス業 ウ 卸売業 エ その他（ ）	④事業所総数 6 か所 ⑤他の都道府県に所在する事業所数 2 か所
3 単独事業主又は共同事業主の場合、申請事業主の事業所のうち当該保育施設を所管する事業所	①名称 (株)〇〇 ②所在地 〒111-1111 (〒03-1111-〇〇〇〇) 東京都〇〇区☆☆〇-△-×	③常時雇用する労働者の数 300 人 ④雇用保険適用事業所番号 270X-XXXXXX-X ⑤労働保険番号 270XXXXXXXX-XXX	
へ 計 保 育 施 設 の 内 容 概 要	①名称 〇〇保育所	②所在地 東京都〇〇区☆☆〇-△-×	
	③施設を利用できる子の年齢 (0 ~ 6 歳)		
	④乳幼児定員 計 ア 0歳児 イ 1歳児 ウ 2歳児 エ 3歳児 オ 4歳以上児 (定員増に伴う増築又は建て替え 10 人 3 人 2 人 2 人 2 人 1 人 の場合、既存の保育施設の定員) (人) (人) (人) (人) (人) (人)		
	⑤職員数 専任の保育士 3 人 専任の看護師 人 その他の職員 人		
	⑥施設の構造 耐火 ・ 準耐火 ・ その他 主要な部分の構造 木造		
	⑦棟数及び階数 1 棟 1 階建 1 階		
	⑧施設の延面積（定員増若しくは安静室の増築又は建て替えの場合、既存の保育施設の面積） 80 m ² (m ²)	内 訳 保育室 25 m ² (m ²) 乳児室 20 m ² (m ²) 調理室 15 m ² (m ²) 便所 5 m ² (m ²) 安静(医務)室 m ² (m ²) その他 15 m ² (m ²)	
	⑨保育時間 8 時 30 分 ~ 18 時 00 分 (ア 9.5 時間) イ アが11時間以上あり (ア-9時間= 時間) ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数 時間)	⑩保育料の徴収予定月(日)額 10,000 円	
	⑩所定労働時間 9時 00分 ~17 時 30 分	⑪運営開始(再開)予定年月日 平成 26年 12月 1日	
	⑬運営開始から5年間の施設の利用者見込み数(うち他事業所の労働者の乳幼児数)	1年次 8 人 (人) 2年次 10 人 (人) 3年次 10 人 (人) 4年次 10 人 (人) 5年次 10 人 (人)	
⑭施設が賃借の場合	ア 賃借の相手方名 イ 賃借期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ウ 賃借料 円/月		

事業所内保育施設計画認定申請書（（保）様式第1号）記載例②

設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行う場合は、該当するすべての欄を記入してください。

該当部分を○で囲んでください。

(保) 様式第1号

計 画 の 内 容	5 設置・増築工事等の概要	設置の場合		増築・建て替えの場合		②予定工事期間	
		種類	新築・増築・改築・購入	種類	増築・改築・建て替え	着工	
	①予算額	総額 22,000,000 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)		総額 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)		平成26年10月 1 日 完成 平成26年11月 15 日	
	③施設の購入	ア 購入の相手方名			イ 購入(予定)日 平成 年 月 日		
	④施設の敷地の状況等	ア 面積(事業所と区分できない場合は利用できる面積) 100 m ² イ 施設の建築面積 80 m ² ウ 所有地・借地別 (所有地) ・ 借地(所有者名) ・ 買収予定地					
⑤建築確認申請	(必要あり) ・ 必要なし(理由)						

「ア 面積」は保育施設の敷地面積を、「イ 施設の建築面積」は保育施設の建築面積を記入してください。

他の助成金の受給または受給予定の有・無を記入してください。

6 同一事由による他の助成金等の受給状況(今回の認定申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。)

区 分	設置費	運営費	増築費
地域雇用開発奨励金	有・無	-	有・無
通年雇用奨励金(新分野進出)	有・無	-	有・無
中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース・介護福祉機器等助成)	有・無	-	有・無
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	有・無	-	有・無
高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)	有・無	-	有・無
認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金	-	有・無	-
医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度における医療従事者等の確保・要請のための事業である院内保育所の整備への財政支援又は病院内保育所施設整備事業の補助金	有・無	-	-
医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度における医療従事者等の確保・要請のための事業である院内保育所の運営への財政支援又は病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	-	有・無	-
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有・無	-	-
地域介護・福祉空間整備推進交付金	-	有・無	-
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有・無 助成金等の名称 〇〇市保育所 整備補助金	有・無 助成金等の名称 〇〇市保育所 運営補助金	有・無 助成金等の名称

(1) 滞納がある場合、有に○
(2) 不支給措置がとられている場合、有に○
(3) 法人設立後3年又は事業開始後3年を経過していない場合、有に○
(4) 3か年連続損失がある場合、有に○

7 下記項目に関し、申請事業主又は申請事業主団体について該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 認定申請日の属する年度及び認定申請日の属する年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料滞納の有無 労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	有・無 (有・無)
(2) 認定申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有・無
(3) 法人設立後又は事業開始後3年を経過していないことの有無	有・無
(4) 認定申請日の属する年度前の直近3か年の会計年度における3か年連続損失の有無	有・無

この申請書について問い合わせることができる方について記入してください。

8 記載担当者(当該企業において本申請に係る担当者について記入してください。)

記載担当者	役職	総務課長	氏名	〇〇〇〇	連絡先電話番号	03-1111-〇〇〇〇
-------	----	------	----	------	---------	--------------

「※処理欄」は記入しないでください。

※ 処 理 欄	受 理 年 月 日	平成 年 月 日			受 理 番 号	-
	審 査 結 果	認定 ・ 不認定			認 定 番 号	-
	決定年月日	平成 年 月 日			決 定 通 知 日	平成 年 月 日
	局 長	室 長		担 当	備 考	

この申請書を提出する年月日を記入してください。

「事業所内保育施設設置・運営・増築計画（変更）認定決定通知書」に記載された認定番号と認定年月日を記入してください。

認定を受けた計画の定員を記入してください。

4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分し、1日平均保育乳幼児数を記入してください。

「その他の職員」は、調理師、栄養士、事務員等を指します。

「施設の構造」については、該当部分に○印をつけ、「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、木造等の区分を記入してください。

保育施設を所管する事業所の主な所定労働時間を記入してください。

「面積」は保育施設の敷地面積を、「施設の建築面積」は、保育施設の建築面積を記入してください。

保育施設の運営開始日及び運営を開始した日から起算して5年を経過する日を記入してください。

<1月申請>
1月1日～12月31日
<7月申請>
前年の7月1日～6月30日

の間で、保育施設を運営した期間を記入してください。

体調不良児対応型運営に伴う運営費を申請する場合に記入してください。

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。運営費は運営の形態についても該当するところを○で囲んでください。設置費又は増築費の支給申請を行う場合は「4 運営費」欄に、運営費の支給申請を行う場合は「3 設置費・増築費」欄に斜線を引いてください。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してください。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代行者または事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、下欄に提出代行者または事務代理者の記名・押印等をしてください。

（保）様式第4号（平成25年5月16日以降に認定申請を行い労働局長の認定を受けた事業主用）
（平成24年10月31日～平成25年5月15日に認定申請を行い労働局長の認定を受け、平成25年1月1日以降に運営を開始した事業主用）

〔両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（設置費・運営費・増築費））〕支給申請書

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について（設置費・運営費（通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不良児対応型運営）・増築費（増築・建て替え））の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 27 年 1 月 11 日

〇〇労働局長 殿

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

申請事業主 住所 〒 111-111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×
又は
代理人 名称 (株)〇〇

氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

申請事業主 住所 〒

又は
代理人 名称

氏名

印

認定番号	26 - 1	認定年月日	平成 26 年 9 月 2 日
区分	単独事業主	事業主団体	共同事業主
申請者	(1)単独事業主又は共同事業主の場合	①常時雇用する労働者の数 1,000 人 ②資本の額又は出資の総額 1億 円	③主たる事業（大分類） ア 小売業・飲食店 イ サービス業 ウ 卸売業 エ その他（ ）
	(2)事業主団体の場合	①構成員事業所数 ③構成員事業主の主な業種 ④雇用保険適用事業所番号	②事業所内保育施設利用事業所数 ⑤労働保険番号
1 保育施設を所管する事業所	①名称 (株)〇〇	②所在地 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-× (TEL 03-1111-〇〇〇〇)	③雇用保険適用事業所番号 270X-XXXXXX-X
	④労働保険番号 270XXXXXXX-XXX		
2 保育施設の概要	①名称 〇〇保育所	②所在地 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×	
	③乳幼児定員 (定員増に伴う増築費（増築又は建て替え）の場合、既存の保育施設の定員） 計 10 人 (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)	④現在の乳幼児数 計 9 人 (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)	⑤職員数 専任の保育士 3 人 専任の看護師 人 その他の職員 人
3 設置費・増築費	⑥施設の構造 耐火・準耐火・その他	⑦棟数及び階数 1 棟 1 階建 1 階	⑧施設の延面積 80 m ² (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)
	⑨保育時間 8 時 30 分 ~ 18 時 00 分 (ア 9.5 時間) イ アが11時間以上あり (ア - 9 時間 = 時間) ウ アに深夜時間 (午後10時~午前5時) あり (午後10時以後の時間数 時間)	⑩保育料 月 (日) 額 10,000 円	
4 運営費	⑪所定労働時間 9 時 00 分 ~ 17 時 30 分	⑫運営開始 (再開) 年月日 平成 年 月 日	
	⑬工事期間 〔着工〕平成 26 年 10 月 1 日 ~ 〔完成〕平成 26 年 11 月 15 日	⑭工事の総費用 22,000,000 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)	⑮工事の総費用は、事業主負担分のみの経費であり、建物の所有者又は貸し主負担分の費用を除いている。 (該当する・該当しない)
5 運営費	⑯支給対象期間 ア 運営開始 (再開) 日 平成 26 年 12 月 1 日 イ 5年を経過する日 平成 31 年 11 月 30 日	⑰今回の支給申請に係る対象期間 ア 通常型運営 平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 26 年 12 月 31 日 イ 時間延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ウ 深夜延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 エ 体調不良児対応型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	⑱今回の支給申請に係る運営費 ア 合計 円 イ 専任の看護師の人件費 円 (円)
	⑲設置費の場合 施設の建築面積 80 m ² 増築費の場合 施設の増築面積 m ²	⑳賃借料 円 賃借料 円 (円)	

事業主負担分のみの場合、該当するに○印をつけてください。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金申請書（（保）様式第4号）記載例②

振込先について具体的に記入してください。

この申請書について問い合わせできる方
について記入してください。「※処理欄」は記入しない
ください。

(保) 様式第4号 (平成25年5月16日以降に認定申請を行い労働局長の認定を受けた事業主用) (平成24年10月31日～平成25年5月15日に認定申請を行い労働局長の認定を受け、平成25年1月1日以降に運営を開始した事業主用)									
6	振込先	フリガナ 加◆◆◆◆ 支店 □座名義 (株)〇〇 口座の種類 [普通・当座] 口座番号 [XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]							
7	記載担当者	役職 総務課長	氏名 〇〇〇〇	連絡先電話番号 03-1111-〇〇〇〇					
受理年月日		平成 年 月 日			受理番号	- -			
設置費		審査結果	支給・不支給		決定年月日	平成 年 月 日	決定番号	-	
		①助成対象設置費額 ※上限額との調整済み後の額		円	中小企業事業主 ①×2/3 中小企業事業主 以外の事業主 ①×1/3		円		
		③支給限度額	中小企業事業主 23,000,000 中小企業事業主以外の事業主 15,000,000	円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額の1/2)		, 000円		
審査結果		支給・不支給		決定年月日	平成 年 月 日	決定番号	-		
施設の規模 (現員又は定員のうちいずれか低い数)		① 15人未満		② 15～20人未満		③ 20人以上			
※処理欄 支給決定	運営費	A 通常型運営		①助成対象運営費の額		円	② (月分) ①×2/3 (月分) ①×1/2		円
		B 時間延長型・深夜延長型運営 (最長7時間) 延長時間数 時間× 万円 深夜時間数 時間× 万円		③今回の支給対象期間の 支給限度額(A+B)		円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		, 000円
		C 体調不良児対応型運営		①助成対象運営費の額		円	② (月分) ①×2/3 (月分) ①×1/2		円
		③今回の支給対象期間の 支給限度額(C)		円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		, 000円		
運営費支給決定金額の合計(④の合計)					, 000円				
審査結果		支給・不支給		決定年月日	平成 年 月 日	決定番号	-		
増築費		ア 既存施設の増築 (増築)		①助成対象増築費額 ※上限額との調整済み後の額		円	② 中小企業事業主 ①×1/2 中小企業事業主以外の事業主 ①×1/3		円
		③支給限度額		中小企業事業主 11,500,000 中小企業事業主以外の事業主 7,500,000	円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額の1/2)		, 000 円	
		イ 既存保育施設の 建て替え(建て替え)		①助成対象増築費額 ※上限額との調整済み後の額		円	③ 中小企業事業主 ①×2×1/2の額 中小企業以外の事業主 ①×2×1/3の額		円
②増加した定員の割合		建て替え後の施設の定員(人) - 既存の施設の定員(人) = 建て替え後の施設の定員(人)							
④支給限度額		中小企業事業主 23,000,000 中小企業事業主以外の事業主 15,000,000	円	⑤支給決定金額 (③と④のいずれか低い額の1/2)		, 000 円			
ウ 本助成金の要件を満 たす施設にするため の既存保育施設の建て 替え(建て替え)		①助成対象増築費額 ※上限額との調整済み後の額		円	② 中小企業事業主 ①×1/2 中小企業事業主以外の事業主 ①×1/3		円		
		③支給限度額		中小企業事業主 23,000,000 中小企業事業主以外の事業主 15,000,000	円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額の1/2)		, 000 円	
総支給決定金額		(設置費④+運営費④+増築費アの④又はイの⑤又はウの④の合計) , 000 円							
決定通知日		平成 年 月 日							
局長	室長				担当	備考			

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金申請書
(（保）様式第4号（続紙））記載例

(保) 様式第4号 (続紙)

両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）支給申請書

申請日	平成 27 年 1 月 11 日	名称	(株)〇〇
		所在地	〒111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×
申請内容	☒ 設置 ・ ☒ 運営 ・ 増築 ・ 保育遊具等購入費		

8 制度導入の有無

① 育児休業制度	☒ 有 ・ 無	② 所定労働時間の短縮措置	☒ 有 ・ 無
----------	---	---------------	---

9 一般事業主行動計画の策定・届出かつ公表・周知の有無

☒ 有 ・ 無

10 同一事由による他の助成金等の受給状況（今回支給申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。）

区 分	設置費	運営費	増築費
地域雇用開発奨励金	有 ・ ☒ 無	—	有 ・ ☒ 無
通年雇用奨励金（新分野進出）	有 ・ ☒ 無	—	有 ・ ☒ 無
中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース・介護福祉機器等助成）	有 ・ ☒ 無	—	有 ・ ☒ 無
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	有 ・ ☒ 無	—	有 ・ ☒ 無
高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）	有 ・ ☒ 無	—	有 ・ ☒ 無
認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金	—	有 ・ ☒ 無	—
医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度における医療従事者等の確保・要請のための事業である院内保育所の整備への財政支援又は病院内保育所施設整備事業の補助金	有 ・ ☒ 無	—	—
医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度における医療従事者等の確保・要請のための事業である院内保育所の運営への財政支援又は病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	—	有 ・ ☒ 無	—
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有 ・ ☒ 無	—	—
地域介護・福祉空間整備推進交付金	—	有 ・ ☒ 無	—
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	☒ 有 ・ 無 助成金等の名称 〇〇市 保育所 整備補助金	☒ 有 ・ 無 助成金等の名称 〇〇市 保育所 運営補助金	有 ・ 無 助成金等の名称 []

11 下記項目に関し、申請事業主又は事業主団体について、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 支給申請日の属する年度及び支給申請日の属する年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料滞納の有無	有 ・ ☒ 無
(2) 支給申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有 ・ ☒ 無

該当部分を○で囲んでください。

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定・届出かつ公表・周知し、その旨を都道府県労働局長に提出していることの有無を記入してください。なお、「無」の場合は支給できません。

他の助成金の受給または受給予定の有・無を記入してください。

(1) 滞納がある場合、有に○
(2) 不支給措置がとられている場合、有に○

助成金の受給の流れ、手続

〔事業主または事業主団体〕

〔都道府県労働局〕

事業所内保育施設について検討
(提出書類準備)

相 談

相談の受付
助言

助 言

設置・運営費、
増築費の場合

運営費の場合

設置・運営計画または増築
(増築・建て替え) 計画の
認定申請

運営計画認定申請

〔建築工事着工などの2か月前
の日までに提出〕

〔運営開始予定日の2か月前
の日から運営開始後1年を
経過する日の2か月前まで
に提出〕

認定申請

認定申請書の
受 付
審 査

認定決定通知

認定決定

事業所内保育施設設置・運営開始
または運営再開

事業所内保育施設運営開始

〔認定決定日の翌日から6か月
以内に運営開始(すでに運営を
開始している場合は引き続き
運営を行うこと)〕

設置費または増築費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が
7月1日～12月31日までの場合〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が
1月1日～6月30日までの場合〕

運営費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始日：7月1日～12月31日
1月1日～12月31日までの運営費〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始日：1月1日～6月30日
前年の7月1日～6月30日まで
の経費〕

支給申請

支給申請書の
受 付
審 査
建築士査定

支給決定

支給決定通知
助成金振込

<申請に当たっての留意事項>

- ◆ 都道府県労働局長が助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施または報告を求める場合があります。
- ◆ 申請が多い場合には、予算を勘案して対応することになりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 助成金の詳細については、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせください。

6 助成金の返還について

助成金の返還

申請事業主、または事業主団体が、次のいずれかに該当する場合には、支給した助成金の全部、または一部の返還を求めます。

① 不正行為により助成金の支給を受けた場合

- 不正行為があった場合、助成金を返還した上で、雇用関係助成金について3年間支給停止となります。
事業主または事業主団体が代理人などを選任し助成金の申請を行った場合でも、申請に関する責任は、事業主または事業主団体にあるため、3年間支給停止の措置などについては、事業主または事業主団体に対して課せられることになります。

② 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

③ 支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合

※学童保育の実施（4ページ「施設の利用条件についての注意事項」）など「**1** 助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていない場合などが該当します。

④ 助成金を受給した施設を、目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付けを行った場合

⑤ 助成金を受給した施設における保育事業を廃止した場合

⑥ 運営が休止され、事業所内保育施設運営再開計画書〔（保）様式第9号〕に基づく再開計画の終了時点においても、運営を再開できない場合

設置費、増築費（増築・建て替え）に関する助成金の返還

設置費、増築費を受給した事業主、または事業主団体が、上記④～⑥に該当する場合には、支給した助成金の返還が必要になります。返還額の計算方法は、次のとおりです。

具体的な、助成金の返還額の算出例は次のページです。

＜返還額の計算方法＞

$$\text{助成金支給額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) \div \text{処分制限期間} = \text{返還額}$$

（1円未満切り捨て）

※経過年数：運営実施期間のこと。運営休止期間は含まない。1年未満は切り捨てる。

○処分制限期間は、下表のとおりです。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

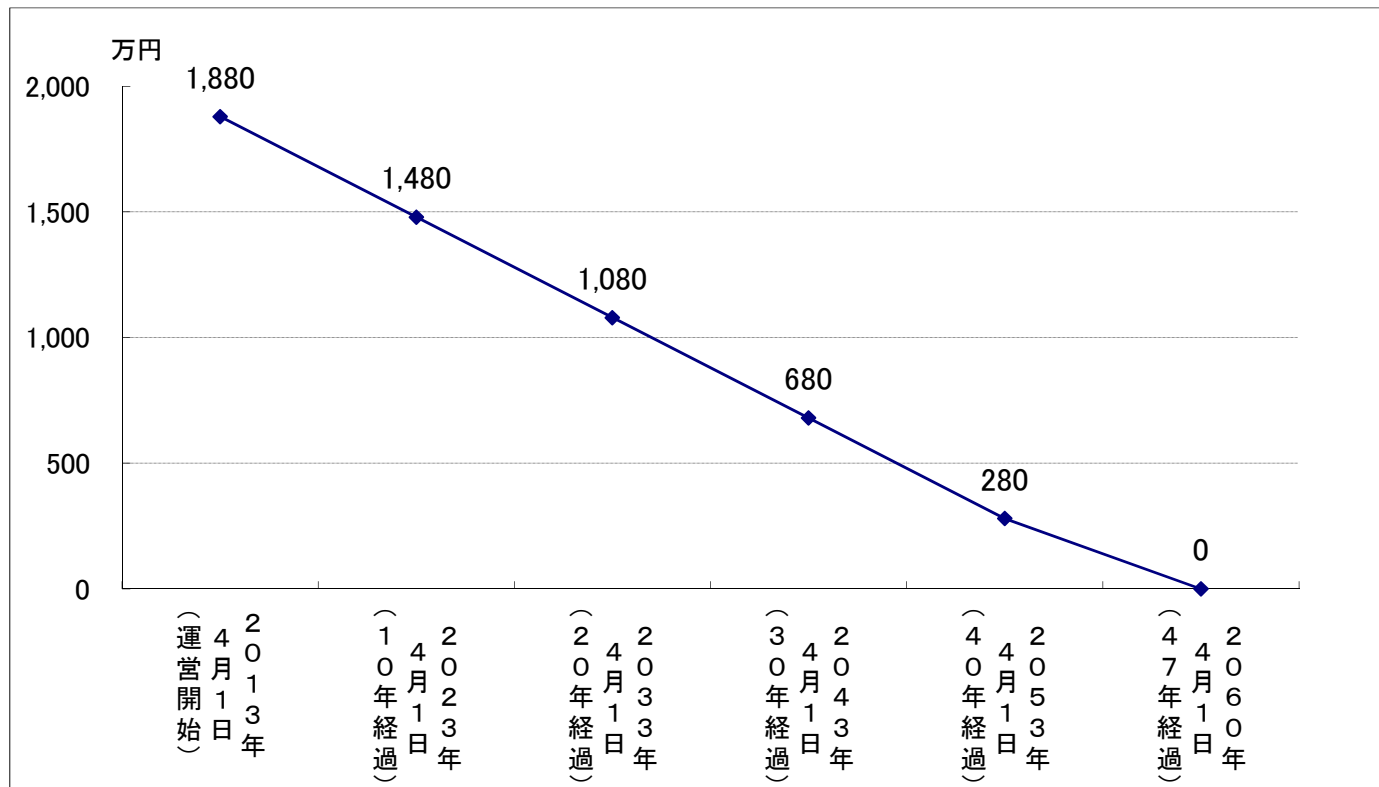
主 要 な 構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	47年
れんが造、石造またはブロック造のもの	38年
金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る）	34年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る）	27年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る）	19年
木造または合成樹脂造のもの	22年

※鉄骨造のものは、金属造に分類されます。

設置費、増築費（増築・建て替え）にかかる助成金の返還額の算出例

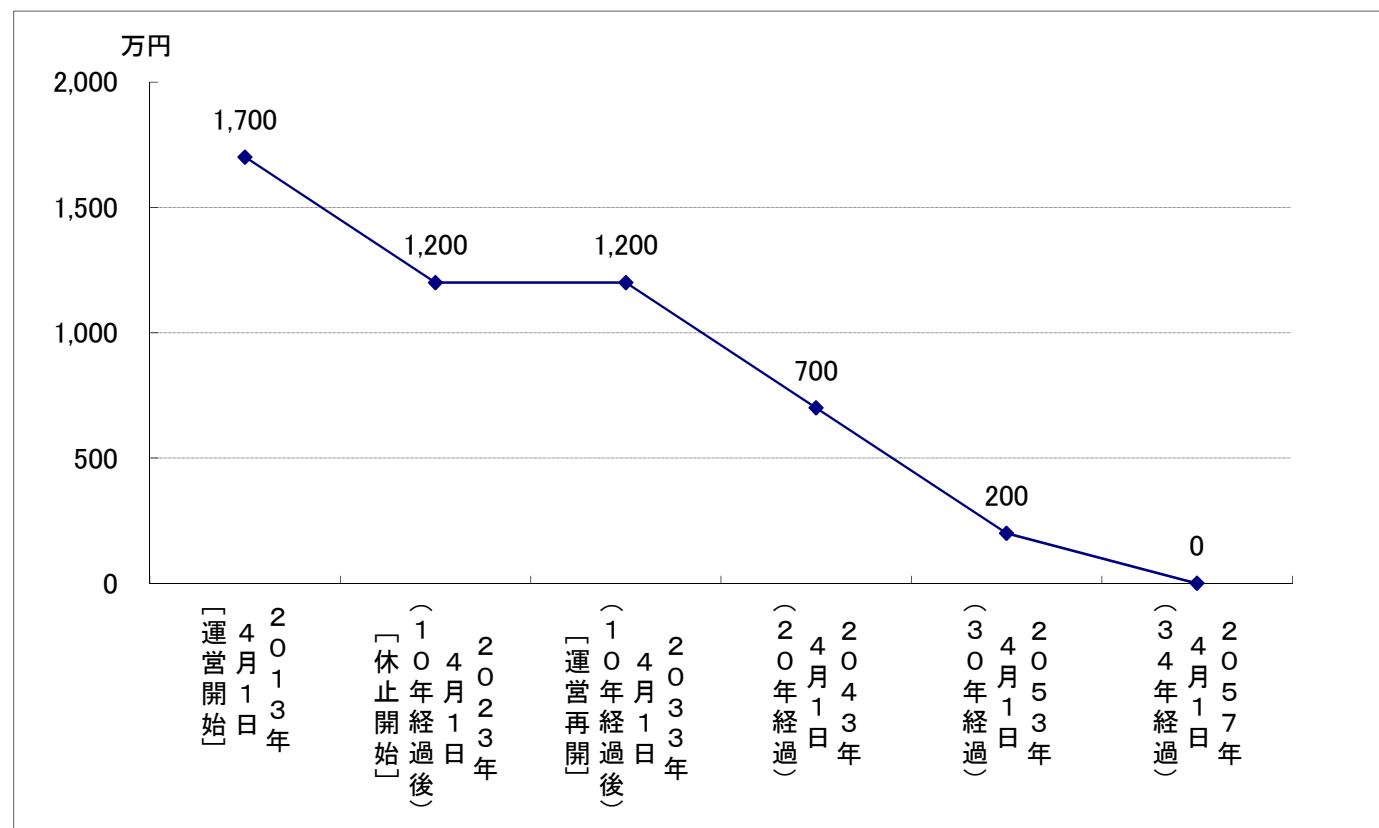
- 鉄筋コンクリート（処分制限期間47年）の社屋の一部を保育施設に改装し、設置費の支給（1,880万円）を受けた場合の返還額

※処分制限期間は、社屋そのものの残耐用年数に関わらず、保育施設の主要な構造により決定



- 金属造（骨格材の肉厚が4ミリ超。処分制限期間34年）の施設で、一時運営を休止したことのある場合の返還額（設置費支給額:1,700万円）

※運営休止期間中は、処分制限期間が経過しないため返還額が減少しない



都道府県労働局雇用均等室一覧

平成26年4月1日現在

労働局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1611 03-6893-1100	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新 潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐 阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中央区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング11階
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥 取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香 川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階